

山梨県医療型短期入所事業所開設促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、重症心身障害児者（重症心身障害児及び重症心身障害者をいう。以下同じ。）や医療的ケア児が県内どこでも安心して生活できるよう、在宅で重症心身障害児者等の介護を行う家族の負担軽減のために実施される短期入所（レスパイトサービス）の整備及び充実や、障害者等の緊急時の受入れ体制の確保等を図るため、医療型短期入所事業所の設置者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「障害者等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項及び第2項に規定する障害者又は障害児をいう。

2 この要綱において「重症心身障害児者」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 重症心身障害児 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児

(2) 重症心身障害者 次に掲げる要件の全てに該当する障害者又はこれに相当すると市町村が認める障害者

ア 療育手帳の障害の程度がAに該当すること。ただし、身体障害との合併により、当該障害の程度に判定されている場合を除く。

イ 身体障害者手帳（肢体不自由）の等級が1級又は2級に該当すること。ただし、肢体不自由以外の身体障害との合算により、当該等級に認定されている場合を除く。

ウ 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」が「全面的な支援が必要」に該当すること。

3 この要綱において「医療的ケア児」とは、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号。以下「医療的ケア児支援法」という。）第2条第2項に規定する医療的ケア児をいう。（18歳に達し、又は高等学校等を卒業したことにより医療的ケア児でなくなった後も医療的ケアを受ける者を含む。）

4 この要綱において「医療的ケア」とは、医療的ケア児支援法第2条第1項に規定する医療的ケアをいう。

5 この要綱において「医療型短期入所事業所」とは、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院若しくは同条第2項に規定する診療所又は介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第29項に規定する介護医療院において、短期入所を行う短期入所事業所をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、医療型短期入所事業所の指定を受けるにあたり、医療的ケア児及び重症心身障害児者（以下「医療的ケア児等」という。）の受入に必要な備品等の購入を行う事業とする。ただし、既存の補助制度で対象とされている事業は対象外とする。

(補助対象経費)

第4条 医療的ケア児等の受入に必要な次のア～キまでに該当する備品等の購入やシステムの導入（以下「備品購入費等」という。）に要する経費を補助の対象とする。

- ア ベッドサイドモニター
- イ 見守り支援システム
- ウ 電動ベッド
- エ 吸引器
- オ パルスオキシメーター（鉄柱酸素飽和度を表示する機器）
- カ 医療型短期入所事業報酬請求システム
- キ その他医療的ケア児等の受け入れに必要な備品

2 医療的ケア児等の支援に直接関係しない次のア～ウに該当する経費については、補助の対象とはならない。

- ア 車両購入費及び車両購入に係る自動車登録諸経費（自動車税、重量税、取得税、保険料、登録代行料、納車経費及びこれらに係る消費税等）
- イ テレビ、事務机、ソファ、職員の業務効率化のためのパソコン等の初度設備費
- ウ ユニフォーム等の被服費及び消耗品費

3 備品購入費等については、次のア、イの要件をすべて満たさなければならない。

- ア 1事業所あたりの事業費が500千円以上のものであること。
- イ 補助対象となる備品等は、事業所の指定を受ける2ヶ月前以降に補助対象事業者が発注し、補助金の申請を行う年度内に納品されたものであること。

(補助金の算定方法)

第5条 知事が医療型短期入所事業所の設置者に交付する補助金の額は、下表に掲げる補助基準額と対象経費の実支出額の合計額から当該補助事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に同表に掲げる補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

設置主体	補助基準額	補助率
病院	3, 334千円	4分の3
診療所、介護医療院、介護老人保健施設	2, 000千円	4分の3

2 補助回数については、1施設につき1回とする。

(補助金の交付申請書)

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書(別記第1号様式)に以下の書類を添付し、知事に提出しなければならない。

- (1) 山梨県医療型短期入所事業所開設促進事業費補助金所要額調書(別記第2号様式)
- (2) 山梨県医療型短期入所事業所開設促進事業事業計画書(別記第3号様式)
- (3) その他知事が必要とする書類

2 前項の申請書の提出期限は、別に知事が定める日とし、その提出部数は、1部とする。

3 補助事業者は、第1項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知)

第7条 知事は、第6条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めるときはすみやかに交付の決定を行い、様式第4号による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 補助金の交付の条件は、規則第6条第1項各号に掲げるもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書(別記第5号様式)を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助金の額に影響を及ぼさない変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。

(事業変更計画書)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、規則第6条第1項第1号の規定により、補助事業の内容その他申請に係る事項の変更の承認を受

けようとするときは、事業変更計画書を知事に提出しなければならない。なお、事業変更計画書は、別記第3号様式に準じて作成するものとする。ただし、補助事業等の遂行過程で生じた事情変更等により、事業内容が変更するものであるが、その内容が軽微であり、承認にかからしめるほどのことがないもの場合は、この限りではない。

(申請の取下げ)

第10条 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日までとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、実績報告書(別記第6号様式)に次に掲げる添付書類を添えて、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 山梨県医療型短期入所事業所開設促進事業費補助金精算書(別記第7号様式)
- (2) 山梨県医療型短期入所事業所開設促進事業実績報告書(別記第8号様式)及び口座届出書(別記第9号様式)
- (3) 契約書及び領収書の写し

2 補助事業者は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、様式第10号による補助金額の確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、別に定めるものとし、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付方法)

第13条 補助金は、精算払とする。

(財産の処分の制限)

第14条 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで知事の承認を受けず、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（別記第11号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

4 補助対象事業により取得した財産については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。また、知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

5 知事は、第6条の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、相当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

6 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、別記第12号様式により速やかに知事に報告しなければならない。なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(書類の保管)

第15条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

2 取得財産等がある場合は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して第7条で定める財産処分制限期間を経過するまでは、前項の帳簿等を整備保管しなければならない。

(雑則)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する

山梨県知事 様

住 所
法人名
代表者役職名

令和 年度山梨県医療型短期入所事業所開設促進事業費補助金交付申請書

標記について、下記のとおり補助金を交付されるよう、山梨県補助金等交付規則第4条及び山梨県医療型短期入所事業所開設促進事業費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請額 金 円
- 2 事業種別及び事業所名称

(添付書類)

- (1) 令和 年度山梨県医療型短期入所事業所開設促進事業費補助金所要額調書
(別記第2号様式)
- (2) 令和 年度山梨県医療型短期入所事業所開設促進事業事業計画書
(別記第3号様式)

令和 年度山梨県医療型短期入所事業所開設促進事業費補助金所要額調書

（法人名： ）

単位：円

	総事業費 A	対象経費の 支出予定額 B (≦A)	寄付金その他 の収入額 C	差引額 D (=A-C)	基準額 E	県費補助金 所要額 F
合計						
内訳 (備品名)					/	/

- (注)
1. 内訳は、契約を締結する単位で作成すること。
 2. Eの基準額は、病院の場合は3,334,000円、診療所、介護医療院、介護老人保健施設の場合は2,000,000円を記入すること。
 3. Fの県費補助金所要額は、BとDのいずれか少ない方の額と、Eの基準額を比較して少ない方の額の4分の3の額（運営費助成の場合は全額）を記入すること。
 4. Fの県費補助所要額は千円未満を切捨てにすること。

令和 年度山梨県医療型短期入所事業所開設促進事業事業計画書

対象施設の概要	法人名		法人住所	
	事業所の名称		事業所の所在地	
	事業種別	病院・診療所・介護医療院・介護老人保健施設		
	指定年月日 (又は事業開始予定日)			
備品等の内容	合見積額		対象経費 支出予定額	補助所要額
	(業者名1)	(業者名2)		
	千円	千円	千円	千円
事業の目的及び効果				
備考				

(添付書類)

- ・協議対象備品等のパンフレット等(該当部分のみ。コピー可)及び見積書(2社以上)の写し

別記第4号様式(第7条関係)

障第 号
令和 年 月 日

(法人名・代表者) 殿

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県医療型短期入所事業所開設促進事業費補助金交付決定通知書

(申請日) 付けで申請のあった山梨県医療型短期入所事業所開設促進事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則第5条第1項及び山梨県医療型短期入所事業所開設促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり交付決定することにしたので、通知します。

補助事業に要する経費 円
交付決定額 金 (交付決定額) 円
(施設名・事業所名)

交付の条件

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書(別記第5号様式)を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助金の額に影響を及ぼさない変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。

別記第5号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

山梨県知事 様

住 所
法人名
代表者役職名

令和 年度山梨県医療型短期入所事業所開設促進事業費補助金
事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を変更（中止・廃止）したいので、山梨県医療型短期入所事業所開設促進事業費補助金交付要綱第8条の規定により、申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更（中止・廃止）の内容

※ 変更の場合、交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。

※ 必要に応じて項目を加えること。

別記第6号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

山梨県知事 様

住 所
法人名
代表者役職名

令和 年度山梨県医療型短期入所事業所開設促進事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった標記補助金に係る事業実績について、山梨県補助金等交付規則第12条及び山梨県医療型短期入所事業所開設促進事業費補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて報告します。

（添付書類）

- 1 令和 年度山梨県医療型短期入所事業所開設促進事業費補助金精算書
(別記第7号様式)
- 2 令和 年度山梨県医療型短期入所事業所開設促進事業実績報告書
(別記第8号様式)
- 3 口座届出書 (別記第9号様式)
- 4 契約書 (又はそれに代わる書類) 及び領収書の写し

別記第7号様式（第11条関係）

令和 年度山梨県医療型短期入所事業所開設促進事業費補助金精算書

（法人名： ）

単位：円

	支出済 総事業費 A	対象経費の 実支出額 B (≦A)	寄付金その 他の収入額 C	差引額 D = A - C	基準額 E	県費補助金 所要額 F	県費補助金交 付決定額 G	県費補助金 受入済額 H	差引過不足 I = F - H
合計									
内訳 (備品名)									

- (注)
1. 内訳は、契約を締結する単位で作成すること。
 2. Eの基準額は、病院の場合は3,334,000円、診療所、介護医療院、介護老人保健施設の場合は2,000,000円を記入すること。
 3. Fの県費補助金所要額は、BとDのいずれか少ない方の額と、Eの基準額を比較して少ない方の額の4分の3の額を記入すること。
 4. Fの県費補助金所要額は千円未満を切捨てにすること。

令和 年度山梨県医療型短期入所事業所開設促進事業実績報告書

対象施設の概要	法人名		法人住所	
	事業所の名称		事業所の所在地	
	事業種別	病院・診療所・介護医療院・介護老人保健施設		
	指定年月日 (又は事業開始予定日)			
備品等の内容		対象経費実支出額	補助所要額	
			千円	千円
備品購入の効果等 (事業の成果等)				
備考				

(添付書類)

- ・契約書(なければ納品書等内容・数量・金額等がわかる書類)及び領収書の写し
- ・整備後の写真

別記第9号様式（第11条関係）

口座届出書

令和 年 月 日

住所	〒 TEL ()
名称	 印

令和 年度山梨県医療型短期入所事業所開設促進事業費補助金の支払いについては、下記の口座に振り込んでください。

振込口座

金融機関名	
本・支店名	
預金種別	当座預金 普通預金
口座番号	
こうざめいぎ	
口座名義	

法人名・個人名
代表者役・氏名 殿

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県医療型短期入所事業所開設促進事業費補助金の額の確定について（通知）

交付

決定日付け障第交付

決定番号号で交付決定したこのことについては、山梨県補助金等交付規則第13条及び山梨県医療型短期入所事業所開設促進事業費補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

1. 補助対象事業所：
施設・事業所名
2. 交付決定額：金交付決定金額円
3. 交付確定額：金額の確定金額円

山梨県 福祉保健部 障害福祉課 施設支援担当 TEL 055-223-1463 FAX 055-223-1464

別記第11号様式（第14条関係）

第 号
年 月 日

山梨県知事 様

住 所
法人名
代表者役職名

財産処分承認申請書

山梨県医療型短期入所事業所開設促進事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、山梨県医療型短期入所事業所開設促進事業費補助金交付要項第14条に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類

※ 必要に応じて項目を加えること。

別記第12号様式（第14条関係）

第 年 月 日 号

山梨県知事 様

住 所
法 人 名
代 表 者 名

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった令和 年度山梨県医療型短期入所事業所開設促進事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

- 1 施設の種類及び名称
- 2 山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）第13条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金等返還相当額）
金 円
- 4 添付書類
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等